

第 20 号議案

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

足立区道路占用料等徴収条例（昭和 28 年足立区条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の部金額の欄中

7, 970		9, 350	
1 万 2, 200		1 万 4, 300	
1 万 6, 500		1 万 9, 300	
6, 440		7, 720	
1 万 400		1 万 2, 400	
1 万 4, 200		1 万 7, 000	
710		830	
71	を	83	に改め、同表法
42		50	
6, 980		8, 180	
4, 270		5, 010	
1 万 4, 200		1 万 6, 700	
2 万 300		2 万 3, 400	
1 万 4, 200		1 万 6, 700	

第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の部金額の欄中

「 「

1 6 0
2 9 0
4 2 0
6 4 0
8 5 0
1, 2 8 0
1, 7 0 0
2, 9 9 0
4, 2 7 0
8, 5 4 0

を

1 9 0
3 4 0
5 0 0
7 5 0
1, 0 0 0
1, 5 0 0
2, 0 0 0
3, 5 0 0
5, 0 1 0
1 万

に改め、同表法

」

」

第 3 2 条第 1 項第 3 号に掲げる施設の部金額の欄中「1 万 2, 4 0 0」を「1 万 4, 8 0 0」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設の部金額の欄中「1 万 4, 2 0 0」を「1 万 6, 7 0 0」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設の部金額の欄中

「

1 万 1 0 0
6, 1 0 0
9, 0 6 0

を

「

1 万 1, 7 0 0
7, 0 2 0
1 万 4 0 0

に改め、同表法

」

」

第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設の部金額の欄中

「

2 0 0
2 万 3 0 0

を

「

2 3 0
2 万 3, 4 0 0

に改め、同表道

」

」

路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件の部金額の欄中

「

「

2万300
1万1,300
200
2万300
20万3,300
10万1,600

を

2万3,400
1万3,300
230
2万3,400
23万4,000
11万7,000

に改め、同表

」

」

令第7条第2号に掲げる工作物の部金額の欄中「1万4,200」を「1万6,700」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場の部金額の欄中

「

2万300
7,200
2万300

を

「

2万3,400
8,640
2万3,400

に改め、同表

」

」

令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設の部金額の欄中「1万4,200」を「1万6,700」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

道路占用料を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。